



『改正貸金業法の完全施行に向けた取組み』

平成22年8月9日
九州財務局

改正貸金業法の周知徹底のための取組み

1. 説明会、連絡会議の開催

- 貸金業者向け及び多重債務相談員等向け説明会
- 県、市、弁護士会、司法書士会、支援団体等のほか、金融機関代表者にも参加を求めている連絡会議を設置、開催
- 金融機関への説明（鹿児島）
- 各種講演会等の機会を活用して説明

2. 報道媒体を通じた周知

- 報道媒体を通じた周知活動
 - ・記者向け説明会を2度開催(局)－改正概要、周知の必要性等を説明 ⇒社説への掲載(3回)
 - ・関係団体への説明状況を同行取材
 - ・ラジオ番組での改正法ポイント報道
- 管内各県、市町村広報誌への掲載依頼

3. リーフレット、ティッシュ等の配布

- リーフレット、ポケットティッシュの街頭配布
 - ・局、各事務所に加え奄美大島の出張所でも実施
 - ・アンケートも実施
- 関係機関へのポスター、リーフレット配布
- 財務局、財務事務所の連絡先を入れた改良版リーフレットを作成
- 幹部が出席する会議において主催者に要請して配布、説明

4. 職員の発案による取組み

- 外部送信メール署名欄下に改正ポイントを記載
- 名刺の裏に改正法施行日、改正ポイントを記載
- 独自ルート(町内会、私的会合)

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、

貸金業法が大きく変わります！

平成22年6月18日に改正法が施行され、借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。

【名刺裏面への印刷例】

==== 財務局からのお知らせ ====

貸金業法が大きく変わります！あなたは大丈夫ですか？借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、ここが変わります！

■借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。

■借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。

■本件に関するお問い合わせ、借入れや返済についてのご相談は次の窓口まで(月～金 9:00～17:00)九州財務局多重債務相談窓口 096-351-0150

【送信メールの例】

◎借金問題は必ず解決できます。

◆多重債務について相談できる窓口

名称	電話番号・受付時間	備考
九州財務局 多重債務相談窓口	096-351-0150 (平日9時～12時・13時～17時)	多重債務についての相談 借金の整理方法などの情報提供
法律・貸金業者に対する照会については、 九州財務局金融監督第三課 (☎096-353-6351(代))		
熊本県消費生活センター	096-383-0999 (平日9時～17時)	多重債務についての相談 借金の整理方法などの情報提供
法律・貸金業者に対する照会については、 熊本県食の安全・消費生活課 (☎096-333-2309)		
熊本市消費者センター (※熊本市内にお住まいの方対象)	096-353-2500 (平日9時～17時)	多重債務についての相談 借金の整理方法などの情報提供
各市町村の 多重債務相談窓口	お住まいの市町村にて、多重債務についてのご相談ができます。 担当課等については、直接お問い合わせください。	
NPO法人 熊本クレ・サラ被害をなくす会	096-351-7400 (平日9時30分～18時)	消費者金融、ヤミ金、多重債務の相談
日本貸金業協会相談窓口	0570-051-051 (平日9時～17時30分)	借入れや、返済で困ったときの相談

◆多重債務の整理等にかかる法律相談については・・・

熊本県弁護士会 法律相談センター	096-325-0009 (電話予約受付:平日9時～17時)	※予約による面談のみ 相談日時は地域によって異なる (熊本法律相談センターは土10時～12時も相談可)
熊本県司法書士会 青年司法書士会(クレサラ110番)	096-364-0800 (月・木 18時～20時)	※電話・来所での相談 平日10時～16時は、司法書士の紹介のみ
日本司法支援センター 熊本地方事務所(法テラス熊本)	050-3383-5522 (平日9時～17時)	民事法律扶助による無料法律相談の案内・予約受付

◆破産、特定調停などの具体的手続きについては・・・

熊本地方裁判所(民事相談) 熊本簡易裁判所(民事相談)	096-325-2121 (平日8時30分～17時)	破産・民事再生・特定調停などの手続案内
--------------------------------	--------------------------------------	---------------------

【配布した多重債務相談窓口リスト】

5. 関係機関との連携

- 関係機関の意見も踏まえ多重債務相談窓口リストを作成、県や市の相談窓口配布－貸金業者や金融機関にも活用を依頼
- 弁護士会、司法書士会等の無料相談会へ当局相談員を派遣
- 連絡会議の前後に関係団体等を訪問し、更に意見交換－関係団体等の協力で訪問時の模様をテレビ局が取材
- 熊本県内4信金が連携して改正法の周知を織り込んだ消費者ローン商品のチラシを作成

借手等から財務局に寄せられた相談事例等

【財務局での傾向】

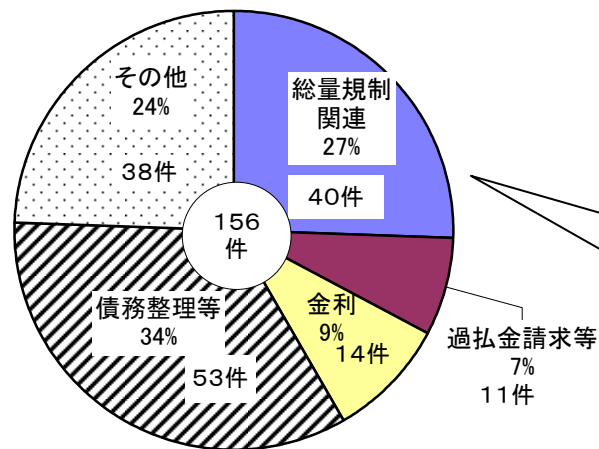
- ・完全施行前後で、苦情・相談件数は増加。
- ・相談内容は、総量規制関連及び債務整理等が多くなっているものの、借りられなくなったとの相談は少ない。

財務局に直接寄せられた相談事例等

【傾向】

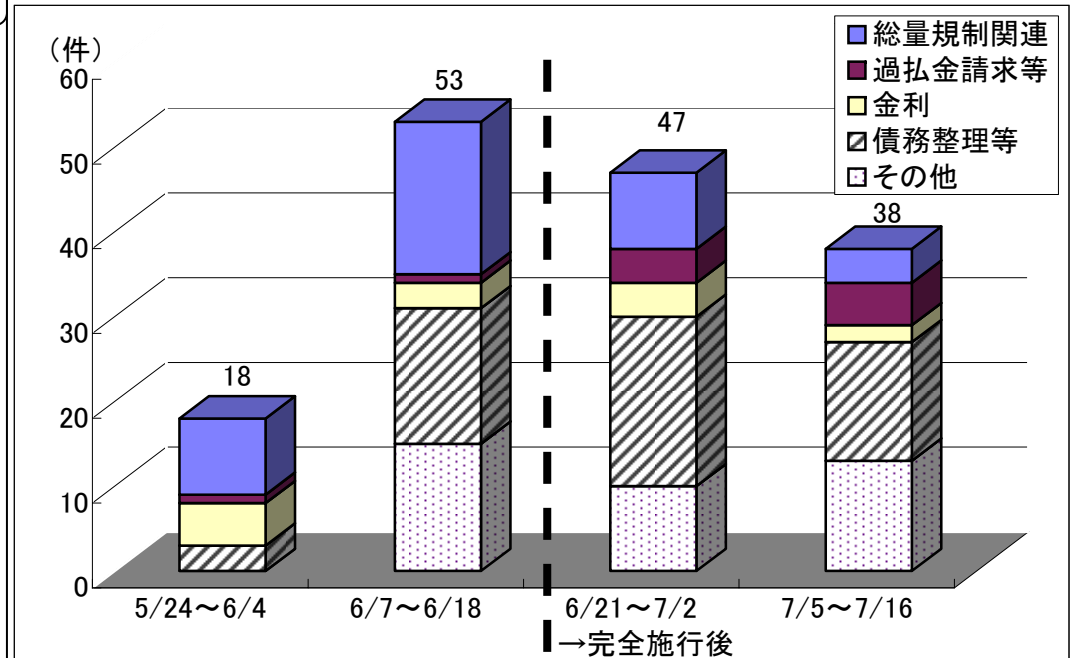
- 完全施行（6/18）前後の時期は相談件数が一時的に増加。
7月以降は落ち着いている。
- 施行前に、制度改正で「借りられなくなるのでは」との懸念の相談はあったが、実際に総量規制により「借りられなくなった」との相談は少ない。
- 債務整理等に関する相談の増加が見受けられる。
（借り入れ不可能となることを踏まえての対応）

苦情・相談の分類別割合



※対象期間 5/24～7/16

完全施行日前後の苦情・相談件数の推移



うち借りられなかったとの苦情・相談は9件

【具体例】

- ・借りては返すの自転車操業をしていたが、総量規制で借りられなくなった。
- ・自宅を担保に年収の半分程度借入してきたが、借りられなくなった。
- ・総量規制で新規借入できなくなったことから、夫の借金が判明、返済に窮している。

借手等から関係機関等に寄せられた相談事例等

【関係機関等での傾向】

法改正に伴う総量規制等について、関係機関等への苦情・相談は少なく、比較的落ち着いた状況にある。

県(消費者センターを含む) (管内4県)

【傾向】

- ・ 相談件数、内容ともに改正前後で変化はない(4県)
- ・ 相談内容は債務整理等が多く、総量規制関連は少ない。
- ・ 総量規制により借りられなかったとの相談は僅か。
- ・ ヤミ金が増えたとの話は聞かれない(4県警)

※完全施行後のヒアリング

金融機関 (管内9機関)

【傾向】

※調査対象期間 4/1~7/2

- ・ 総量規制の影響がはっきりしている貸出申込や相談件数は少ない。
- ・ 貸金業法の改正を機に消費者向けの取組みを強化し、カードローン等の商品PRを行った金融機関の中には貸出件数が増加したところもみられる。

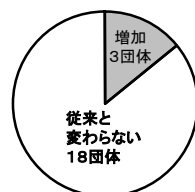
※貸付の審査にあたっては原則保証会社を通じて多重債務者の調査を実施。

貸金業協会、支援団体等 (管内21団体)

【傾向】

- ◎ 相談件数は従来と変わらない。(18団体)
 - ・ 通常の相談(多重債務)がほとんど。(A司法書士会ほか)
 - ・ 借入できないとの相談はほとんどない。(B商工会議所ほか)
 - ・ もう少し経過をみないと影響は出てこないのではないか。(C県支援団体)
- ◎ 相談件数は増加した(3団体)
 - ・ 生活福祉資金に関する相談(D社協)
 - ・ 新規に受託した多重債務者支援事業の相談が増加。(E生協)
 - ・ 総量規制に関する相談が散見。(F司法書士会)

【相談件数】



※完全施行後の相談状況

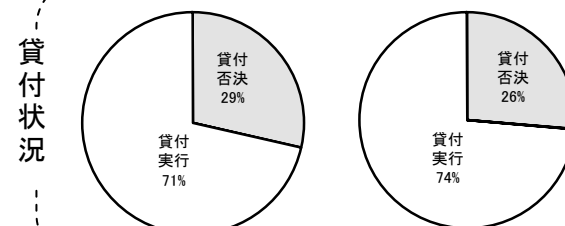
貸金業者(貸付動向ヒアリング) (管内14業者)

【傾向】

- ・ 完全施行後の貸付状況をみると、新規・既存客ともに施行前(9割~8割)に比べ7割に低下。
- ・ 既存客について、施行前に予想された貸金業協会等による「5割位借りられない」とした調査に比べると上回っている。

【新規客】

【既存客】



※完全施行後の貸付状況

【全体のまとめ】

完全施行の影響については、今後の動向を注視するとともに、引き続き相談窓口体制の連携と制度の周知徹底を図る必要がある。